

## 美幌町個人情報保護条例及び美幌町特定個人情報保護条例の改正について

### 1 改正の趣旨

行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）が改正され、平成29年5月30日から施行されました。

行個法の改正内容を踏まえ、美幌町個人情報保護条例及び美幌町特定個人情報保護条例を改正します。

### 2 行個法の改正内容

#### (1) 個人情報の定義の明確化

以下の情報が「個人識別符号」として個人情報に該当することが規定されました。

- ・身体的特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号
  - 〔DNA、顔、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋を電子計算機の用に供するために変換した符号〕
- ・特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの
  - 〔旅券番号、基礎年金番号、運転免許証の番号、住民票コード、マイナンバー、各種保険証の番号等〕

#### (2) 要配慮個人情報に関する規定

次のいずれかに該当する情報を「要配慮個人情報」とし、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱いに特に配慮するものとして規定されました。

- ・人種、信条、社会的身分、病歴、前科前歴、犯罪被害情報、その他政令で定めるもの
- ・政令で要配慮個人情報と規定されたもの
  - 〔身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）、難病による障害、健康診断その他の検査の結果等〕

#### (3) 行政機関非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みの新設

非識別加工情報（特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの）を、民間事業者へ提供する仕組みが新設されました。

### 3 美幌町個人情報保護条例の改正の概要

#### (1) 「個人識別符号」に関する規定を追加します。

- ア 美幌町個人情報保護条例（以下「条例」という。）では、「個人識別符号」が個人情報に該当することが明確に規定されていなかったため、今回の行個法改正の趣旨を踏まえ、「個人識別符号」が個人情報に該当することを条例の定義に追加します。  
「個人識別符号」の定義は、行個法の定義と同一とします。（条例第2条）
- イ 非開示情報に該当する「開示請求者以外の者に関する個人情報」に「個人識別符号が含まれるもの」を追加します。（条例第15条）
- ウ その他、上記に伴う所要の改正を行います。

#### (2) 「要配慮個人情報」に関する規定を追加します。

- ア 行個法の定義と同一とした「要配慮個人情報」を条例の定義に追加します。  
(条例第2条)
- イ 条例第8条第4項（収集の制限）の「思想、信条及び宗教に係る個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」を「要配慮個人情報」に改めます。
- ウ その他、上記に伴う所要の改正を行います。

### 4 美幌町特定個人情報保護条例の改正の概要

不開示情報に該当する「開示請求者以外の個人に関する情報」に「個人識別符号が含まれるもの」を追加します。（第11条）

### 5 非識別加工情報の民間事業者への提供の仕組みについて

法改正の内容は、個人を特定できないように加工したデータ（いわゆる「ビッグデータ」）の活用を、今後、国として推進していくとの趣旨を示したものです

しかし、制度の導入にあたっては、課題の整理や民間事業者のニーズの把握を行った上で慎重に判断すべきであり、現段階での導入は尚早であると考えます。

したがって、この事項に関しては、国や近隣自治体の動向を注視した上で導入することとし、今回の条例改正には含めないこととします。